

平成30年度

中小企業における危機管理対策促進事業

サイバーセキュリティ対策 促進助成金 申請のご案内

あなたの**会社**が狙われています。

企業秘密や個人情報を守るためのセキュリティ対策は事業者の責務です。
情報セキュリティポリシー（基本方針）を定めた中小企業者等が
セキュリティ対策に取り組む際に必要となる設備等の導入を支援します。

助成対象事業者

都内において事業を営んでいる中小企業者等

*IPA（独立行政法人情報処理推進機構）のSECURITY ACTION 二つ星を取得していること

助成対象事業

「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」に
基づいたサイバーセキュリティ対策を実施するために必要となる事業

助成限度額

1,500万円（下限30万円）

助成率

助成対象経費の1/2以内

申請予約期間

平成30年7月9日（月）9:00～13日（金）17:00

公社ホームページよりご予約ください

URL <http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/setsubijosei/cyber.html>

申請受付

平成30年7月23日（月）～27日（金）

申請書を公社（秋葉原本社）に直接ご持参いただきます

助成対象となる製品等

- 1 統合型アプライアンス(UTM等)
- 2 ネットワーク脅威対策製品(FW、VPN、不正侵入検知システム等)
※VPNは都内の事業所間を結ぶもののみ助成の対象となります。
- 3 コンテンツセキュリティ対策製品(ウィルス対策、スパム対策等)
- 4 アクセス管理製品(シングル・サイン・オン、本人認証等)
- 5 システムセキュリティ管理製品(アクセスログ管理等)
- 6 暗号化製品(ファイルの暗号化等)
- 7 サーバー(最新のOS搭載かつセキュリティ対策が施されたものに限る)
- 8 標的型メール訓練
※標的型メール訓練のみ申請の場合は別途お問い合わせください。

事業の流れ



※色付きの部分は申請者が行う手続になります。

※申請方法等、詳細については公社ホームページをご覧ください。

SECURITY ACTION 二つ星(IPA:独立行政法人情報処理推進機構)

中小企業自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。

下記「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」の実践をベースとした2段階の取組目標のうちの2段階目となります。取得方法等、詳細はIPAのホームページをご覧ください。

中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン(IPA:独立行政法人情報処理推進機構)

中小企業者が情報を安全に管理することの重要性について認識し、必要な情報セキュリティ対策を実現するための考え方や方策を紹介することを目的として策定されています。

【問合せ先及び窓口】

 公益財団法人 東京都中小企業振興公社
企画管理部 設備支援課 業務係
東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地
☎(03)3251-7889

ビジネスチャンス・ナビ2020

～東京2020大会等を契機とする
ビジネスチャンスはこのサイトから～



ビジネスチャンスナビ

で検索!

